

## 飲食店等への新型コロナ対策応援事業

### I 新型コロナ対策適正店認証の普及促進

感染症対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、適正店として認証することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策を推進

1 認証対象	県内の飲食店及び喫茶店 (テイクアウト・宅配のみの営業形態の店舗は対象外)
2 認証基準	以下の10の基準を満たしていること(詳細別添) ①アクリル板等の設置(又は、座席間隔の確保)、②手指消毒の徹底、 ③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、⑤入店制限、⑥時短要請遵守、⑦かたかた設備の提供自粛、⑧長時間飲食にならないよう呼びかけ、⑨体調がすぐれない人への対応、⑩感染防止対策宣言ポスター掲示
3 認証手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証を希望する飲食店等は、県ホームページからの電子申請又は紙申請書(申請書は県民局・県民センター、市役所、町役場で配布)の郵送により申請</li> <li>・ 申請された飲食店等に対し、申請内容及び実地調査により認証基準を満たしていることを確認</li> <li>・ 確認後、認証ステッカーを交付、店頭・店内等に掲出</li> <li>・ 認証店の店名及び住所は希望により県ホームページに掲載</li> </ul>

### II がんばるお店“安全安心PR”応援事業

コロナ禍の影響を受けている飲食店等に対する県独自支援として、令和2年5月から“第一弾がんばるお店・お宿応援事業”においてテイクアウト・デリバリーへの参入支援を、令和3年4月から第二弾で感染防止対策等への支援を実施(裏面参考1参照)

今回新たに、飲食店が行う新型コロナ感染防止対策を踏まえた安全安心PR等による事業継続の取組に対して支援

1 補助対象者	次の①、②を満たす事業者 ① 県内で営業する飲食店を営む中小法人及び個人事業主 ② 新型コロナ適正店認証ステッカー交付済みの中小法人及び個人事業主 ※認証申請中(交付見込み)の場合も補助申請を受付
2 補助対象期間	令和3年7月1日～10月31日 ※必要に応じて延長
3 補助対象経費	① 安全安心をPRする販促経費 (チラシ、ノボリ、ディスプレイ、広告掲載費等) ② 感染防止対策設備・備品導入費、消耗品費 (非接触決済システム、注文システム、CO2センサー等)
4 補助金額	1店舗あたり5万円(下限)～10万円(上限)の定額補助
5 補助予定件数	14,000件

(参考1) がんばるお店・お宿応援事業の状況

区 分	第一弾 (R2・4月・6月補正)	第二弾 (R3当初)
対象事業	・テイクアウト・デリバリーへの参入 ・地元食材を使用した新商品開発 等	・テイクアウト・デリバリーの実施 ・地元食材を使用した新商品開発 ・ <u>感染防止対策</u>
対象事業者	飲食店・ <u>小売店</u> ・宿泊施設を営む小規模事業者	飲食店・ <u>宿泊施設</u> を営む中小事業者 ※テイクアウト・デリバリー専門店を営む事業者は除く。
募集期間	R2. 5/12～6/10	R3. 4/1～6/23
補助率・上限	定額 (5～10万円) / <u>1事業者</u> あたり	定額 (5～10万円) / <u>1店舗</u> あたり
予算額・件数 (実績件数)	助成金：500,000千円 5,000件 (4,728件)	助成金：1,350,000千円 13,500件 (13,450件)

(参考2) 中小企業新事業展開応援事業

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開 (業態やサービス提供方法等の変更や追加) にかかる取組みを支援 (詳細別添)

(参考3) 新型コロナ対策適正店認証制度の実施状況

区 分	申請件数	交付済み件数	備 考
(1) 4、5月の見回り 結果に基づく認証	—	7,013件	7月26日現在
(2) 認証申請に基づく 認証 (6/24～)	2,826件	1,415件	
(1) + (2) 合計	—	8,428件 (※ 県内飲食店等の約30% が認証済)	

飲食店等の皆さまへ

# 新型コロナウイルス対策適正店 認証制度のご案内

感染症対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、適正店として認証することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図ります。

## ■ 認証対象 : 飲食店及び喫茶店

(テイクアウト・宅配のみの営業形態の店舗は対象外)

## ■ 手続き方法

- (1) 認証を希望する飲食店等は、県ホームページからの**電子申請又は紙申請書**(申請書は県民局・センター、市役所、町役場で配布)の**郵送により申請**
- (2) 申請された飲食店等に対し、申請内容及び**実地調査により**認証基準を満たしていることを**確認**
- (3) **確認後、認証ステッカーを交付**  
店頭・店内等に掲出してください。

※認証店の店名及び住所は希望により**県ホームページに掲載**します

## ■ 問い合わせ先

兵庫県新型コロナウイルス対策適正店認証コールセンター

078-272-6511 (平日9:00~17:00)

県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



# ■ 認証基準

適正店としての認証基準である以下の1～10の項目すべて満たしているかを確認します。

番号	項目	対策の内容	備考
1	(1)	座席と座席の間にパーティションを設置している。 (同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外す運用を認めても良い)	「(1)及び(2)」 又は「(3)」の いずれかを満た していれば可
	(2)	パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである。 (参考)17歳男性の平均座高は、92cm(平成27年度学校保健統計調査)	
	(3)	座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している。	
2	(4)	店内入口に消毒液を設置している。	「(4)及び(5)」 いずれも満たし ていれば可
	(5)	入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている。(入店時に難しい場合は注文時)	
3	(6)	食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけにて行っている。	
4	(7)	【建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象施設 <sup>(*)</sup> (換気設備を備えている場合)】 <sup>(*)</sup> 床面積の合計が3,000㎡以上の店舗等 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。	「(7)」、「(8)」 又は「(9)」のい ずれかを満たし ていれば可
	(8)	【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている(換気設備により必要換気量(一人当たり毎時30㎡)を確保している)。	
	(9)	【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設(換気設備を備えていない場合)】 窓・ドア等を定期的に開放している。 〔定期的に換気(30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける))することにより、十分な換気を行っている等〕 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している。	
5	(10)	同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としている。	
6	(11)	要請された営業時間を遵守している。	
7	(12)	カラオケ設備の提供をしていない。(カラオケボックスを除く)	
8	(13)	長時間(2時間程度以内)の飲食にならないよう呼びかけている。	
9	(14)	体調がすぐれない従業員が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。	
10	(15)	「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。	



## 中小企業新事業展開応援事業

### 補助対象者

次の①、②を満たす事業者

- ①兵庫県内に事業所を有する中小企業者
- ②申請前の直近6ヶ月間のうち任意の3ヶ月間の合計売上高がコロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して**10%以上減少していること**

### 補助対象事業

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開(業態やサービス提供方法等の変更や追加)に係る取組み

事業実施期間: 交付決定以降～令和4年1月31日(月)

### 事業活用のイメージ

例1) 弁当販売店の場合 … 高齢者向けの宅配事業を新たに開始

例2) 和食店の場合 … 和食に特化した料理教室事業に参入

### 補助対象となる経費

建物改修費、設備導入費、システム導入費、広告宣伝費、販売促進費、クラウドサービス利用費、開発費、委託費、専門家謝金 など

### 補助金額

下表の補助対象経費の額に応じた補助金額

補助対象経費(税抜き)	補助金額
50万円以上～70万円未満	35万円
70万円以上～100万円未満	50万円
100万円以上～150万円未満	75万円

### 申請期間

令和3年7月5日(月)～7月30日(金) 必着

### 申請様式

申請に必要な様式、手続き方法等は兵庫県のホームページに掲載しています  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/chushokigyoshinzigyotenkaioen.html>

※詳細は公募要領をご確認ください

### お問い合わせ先

県またはお近くの商工会・商工会議所まで!

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課 TEL:078-341-7711(内線3565)

商工会・商工会議所 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/chushokigyosinseniseisaki.html>